

1. 堺市の条例に定める基準について

(1) 住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準

区 分	堺市の標準値
堺市の全域	10 m ² 以上

(2) 都市公園の配置及び規模の基準

都市公園の種類		堺市の基準	
		配置	標準とする規模
住区 基幹公園	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置	0.25 ha
	近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置	2 ha
	地区公園	徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置	4 ha
都市 基幹公園	総合公園	主として区域内に居住する者が容易に利用することができるように配置	利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる面積
	運動公園		
その他	緩衝緑地 風致公園 都市林 緑道 都市緑地 歴史公園 墓園 など	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる面積